

令和7年度富岡町奨学生募集要項

富岡町教育委員会

本町奨学資金制度は、富岡町出身の学生であって、能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学困難と認められるものに対して奨学資金を貸与し、もって教育の機会均等をはかり、健全な社会の発展に資することを目的とし、下記事項により募集する。

1. 奨学生の種類

- (1) 大学生・短大生（大学院・通信教育・放送大学は除く）
- (2) 専修学校生（修学年限が2年以上のもの）
- (3) 高等学校生（高等専門学校も含む）

2. 応募資格（次の各号に掲げる条件を具備すること。）

- (1) 大学や短大、専修学校（修業年限2年以上）、高等専門学校、高等学校に在学中の方であること。
- (2) 合格当時、引き続き富岡町に5年以上住所を有していること
- (3) 経済的理由により修学が困難と認められること
- (4) 同種類の奨学資金の貸与、給付を受けていないこと
- (5) 本人の属する世帯の総収入金額をもとに別表第2により算出した所得金額と年金収入をもとに算出した所得金額の合計から、別表第3の特別控除額を減額した残りの金額が、別表第1の所得基準額以下の程度であること。

3. 貸与月額

- (1) 大学生 —（自宅通学）：20,000円以内（自宅外通学）：50,000円以内
- (2) 専修学校生 —（自宅通学）：20,000円以内（自宅外通学）：50,000円以内
- (3) 高等学校・高等専門学校生：10,000円以内

4. 貸与期間

交付決定後から在学する学校の正規の修業期間

5. 奨学資金の返還

卒業の6ヶ月後から貸与期間の2倍の期間以内に、貸与を受けた奨学資金の全額を年1回又は年2回で返還しなければならない。利子は無利子とする。ただし、正当な理由がなく奨学資金の償還を遅延したときは、年14.6パーセントの割合で延滞金を徴収する。

6. 申請手続き

連帯保証人を2名（うち1名は申請人の親権者・後見人又はその他の扶養義務者、他の1名は富岡町に住所を有する者で、共に奨学資金の返還の責を負い得る者）を立て、奨学生願書等を教育委員会に提出する。

7. 提出書類

(1) 奨学生願書

願書内に健康診断の項目がありますので、医療機関を受診のうえ記載してもらってください。健康診断は費用が発生しますのでご注意ください。

(2) 在学証明書（令和7年4月1日以降発行のもの）

(3) 本人と生計を同じくする家族全員分の最新の所得証明書

(4) 申請人の住民票。ただし、住民登録地と居住地が異なる者についてはその所在を証明できるものの写し（在寮証明書、アパートの賃貸契約書、届出避難場所証明書など）を添付する。

(5) 連帯保証人2名の住民票及び印鑑証明書

(6) 同一世帯に年金受給者がいる場合は、年金受給者通知書の写し

8. 申請期間

令和7年3月3日（月）から4月10日（木）まで（その後は毎月10日締切り）

9. 奨学生採用決定の通知

上記期間内に申請いただいた場合、富岡町教育委員会において審査し、令和7年4月下旬に通知。（その後は毎月末頃に通知）

10. その他

申請後に奨学生の方の氏名や住所が変わった場合は、富岡町教育委員会まで連絡願います。

11. 問い合わせ先

富岡町教育委員会 教育総務課 電話 0240-23-7555